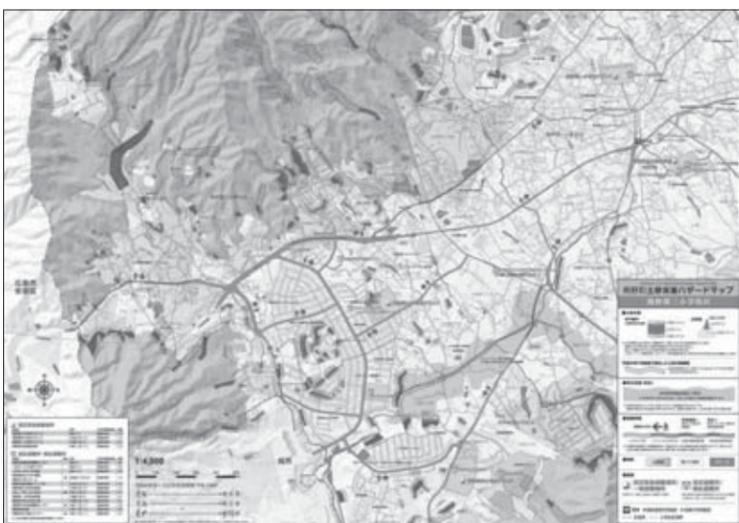


## 熊野第一・第三小学校区ハザードマップが完成しました



広島県からの土砂災害警戒区域等の指定を受け作成していた熊野第一小学校区、熊野第三小学校区のハザードマップを、3月中旬頃からそれぞれの小学校区にお住まいの皆さまに郵送にて配布予定です。今回のハザードマップの完成により、町内すべての小学校区の土砂災害ハザードマップが完成しました。

ハザードマップには平常時の災害に対する心構えや、お住まいの地域における避難方法、危険な箇所などを詳しく記載していますので、梅雨入りに向けた事前準備にご利用ください。なお、対象の小学校区の世帯で4月になってもハザードマップが届かない場合は危機管理課までお問い合わせください。小学校区外にお住まいの人におかれましては、危機管理課窓口でお求めください。

☎危機管理課 ☎820-5631

# お知らせ 3月

相談

～各種相談についての秘密は厳守します。気軽にご相談ください。～

名称	月日	時間	相談員	内容など	相談場所/問合せ先
人権ホットライン	17日(火)	10:00～12:00 13:00～15:00	人権擁護委員	人権侵害、身の回りの悩み事など電話で相談に応じます。	☎電話相談のみ ☎民生課 ☎820-5635
生活困窮者相談窓口	月～金 (祝祭日を除く)	8:30～17:15	福祉事務所職員	自立をサポートする相談に応じます。 ☎経済的に困窮し、最低限度の生活の維持が困難な人(生活保護受給者は除く)。	☎熊野町役場 ☎民生課(福祉事務所) ☎820-5614
防犯相談	第2、第4木曜日	14:00～15:00	専門相談員	熊野交番の移転に伴い、相談窓口を設置します。専門の相談員が対応し、必要に応じて、関係機関におつなぎします。気軽にご相談にお越しください。	☎くまの・こども夢プラザ (生活環境課)

### 「ひとり親家庭のための個別相談会」について

子育てや仕事の悩み、お金のことなど、就業相談員が無料で個別相談などを行います。希望者には履歴書の添削なども行いますので、気軽にご相談ください。

3月17日(火)  
午後1時～3時15分  
所役場3階303会議室  
定3人(予約制)  
☎広島県ひとり親家庭等就業・自立支援センター ☎227-2377  
(子育て・健康推進課)



募集

### 国税専門官募集について

国税庁では、国税専門官を募集しています。

#### ▽受験資格

- ・平成2年4月2日～平成11年4月1日生まれの人
  - ・平成11年4月2日以降生まれの次に当てはまる人
  - ①大学卒業および令和3年3月までに大学卒業見込みの人
  - ②人事院が①に掲げる人と同等の資格があると認める人
- ☎広島国税局人事第二課 試験研修係(〒730-8521 広島市中区上八丁堀6-30)  
☎221-9211(内線3635・3743)またはお近くの税務署総務課へ  
※受験案内、パンフレット請求もこちらにお問い合わせください。
- ▽国税庁ホームページ  
<https://www.nta.go.jp>  
(税務課)

お知らせ

### 休日当番医制度が変わります

休日に急な発熱などの急病やけがを診療するための初期救急医療として、診療所や病院の医師が当番制で診療にあたっています。

4月からは、熊野町と坂町合同の輪番制になり、2町の医療機関が交代で当番となります。診療時間は、午前9時から午後5時30分までです。(午後1時から2時まで休診) 受診する場合は、必ず健康保険証を持参してください。

休日当番医は、急患(急な発熱やけがなど)が対象です。身体の具合が悪い、調子がおかしいと感じたときは、早めにかかりつけ医や近隣の医療機関の通常の診療時間内に受診するなど、医療機関への適切な受診について、ご協力をお願いします。

☎子育て・健康推進課 ☎820-5637

### 新たに2人の民生委員・児童委員が決まりました

この度、新たに、民生委員・児童委員に、和田耕平さん(呉地)、坊田八重子さん(萩原)が就任されました。今回の委嘱により、熊野町では合計45人の民生委員・児童委員が配置されました。民生委員・児童委員は、住民の皆さんの身近なところで、住民の立場にたって相談を受けるほか、地域住民と関係行政機関とを結ぶパイプ役として、地域福祉の向上に努めています。民生委員・児童委員の担当地区につきましては、熊野町ホームページをご覧ください。

☎民生課 ☎820-5635



左から坊田さん、和田さん、三村町長

### 軽自動車などの廃車・変更手続きはお早めに

- 軽自動車税は、毎年4月1日に登録されている車両の所有者に課税されます。次に該当する人は、3月中に手続きをしてください。
- 使用していない車があるが、廃車手続きをしていない人
- 他人に車を譲ったが、名義変更をしていない人
- 納税義務者が死亡したが、廃車手続きまたは名義変更をしていない車がある人
- 町外へ転出したが、住所変更をしていない人
- 廃車などの手続きがない場合、令和2年度の軽自動車税が課税されます。4月2日以降に手続きをしても、その年度の軽自動車税が還付されることはありませんので、お早めの手続きをお願いします。

区分	手続き場所(広島県内)
①軽自動車	軽自動車検査協会 ☎(050)3816-3080
②二輪の小型(251cc～)	中国運輸局広島運輸支局 ☎(050)5540-2068
③軽二輪(126～250cc)	熊野町役場 税務課 ☎820-5603
④原付(~125cc)小型特殊	

(税務課)

### 歯並び矯正は専門医のいる当院へ!

歯並び相談無料受付中  
糖尿病予防はお口から  
歯のクリーニングも大切  
訪問診療も致します

山野歯科医院 ☎854-1139  
山野矯正歯科 ☎888-8741 (矢野駅前)



熊野町の火災と救急  
火災件数 2件 死傷者 1人  
一令和2年1月中 救急件数 81件 搬送人員 68人  
※緊急車両の通行に支障となる不法駐車はやめましょう。